

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由																						
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程(以下「年俸規程」という。)第2条第1号に基づき、年俸制給与の適用を受ける職員(以下「年俸制適用1号職員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 年俸規程第2条第1号に規定する年俸制適用1号職員は、別表に掲げる教育研究組織及び職等に在職する者とする。</p> <p>(新設)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 1157 1008 1380"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織</th> <th>職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">グローバルイノベーション研究院</td> <td>・スーパー教授</td> </tr> <tr> <td>・キャリアチャレンジ教授(任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の</td> </tr> </tbody> </table>	番号	教育研究組織	職等	1	グローバルイノベーション研究院	・スーパー教授	・キャリアチャレンジ教授(任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程(以下「年俸規程」という。)第2条第1号及び国立大学法人東京農工大学2号年俸制給与に関する規程(以下「2号年俸規程」という。)第2条第1号に基づき、年俸制給与の適用を受ける職員(以下「年俸制適用職員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 年俸規程第2条第1号に規定する年俸制適用職員(以下「年俸規程適用職員」という。)は、別表第1に掲げる教育研究組織及び職等に在職する者とする。</p> <p>2 2号年俸規程第2条第1号に規定する年俸制適用職員(以下「2号年俸規程適用職員」という。)は、別表第2に掲げる対象者とする。</p> <p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <p>年俸規程適用職員</p> <table border="1" data-bbox="1075 1149 1881 1380"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織</th> <th>職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>グローバルイノベーション研究院</td> <td>スーパー教授</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	教育研究組織	職等	1	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
番号	教育研究組織	職等																						
1	グローバルイノベーション研究院	・スーパー教授																						
		・キャリアチャレンジ教授(任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の																						
番号	教育研究組織	職等																						
1	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授																						
(削る)	(削る)	(削る)																						
(削る)	(削る)	(削る)																						
(削る)	(削る)	(削る)																						

		職を含む。) ・教授及び准教授		
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	・ディスティングイッシュトプロフェッサー ・テニュアトラック教員（テニュア付与後の職を含む。） ・教授（キャリアチャレンジ教授であった者が任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職に限る。）		
3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第9号から第12号までに定める組織及び施設	教員任期規程別表第9号から第12号までに定める職（任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。）		
4	組織運営規則第6条第1項に定める施設	教授、准教授、講師、助教及び助手（前号に定める職を除く。）のうち、年俸制給与の適用について同人が希望し、かつ、学長が認めた者		
(新設)			別表第2(第2条第2項関係) 2号年俸規程適用職員	
			番号	対象者

	1	令和2年10月1日以降に採用（国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第4条第1項第1号に規定する特任教員からの配置換を含む。）された教育職員
	2	令和2年10月1日以降に昇任した教育職員
	3	令和2年10月1日以降に認定を受けたディスティングイッシュュトプロフェッサー
	4	2号年俸規程の適用について希望し、かつ、学長が認めた教育職員（前各号に定める者を除く。）

附 則(令和2年10月1日細則第13号)

- この細則は、令和2年10月1日から施行する。
- 令和2年9月30日に、改正前の第2条第1項に該当し、下表に掲げる教育研究組織及び職等に在職している者については、引き続き年俸規程の適用を受けるものとする。ただし、その者が新たに第2条第2項に該当することとなる場合を除く。

番号	教育研究組織	職等
1	グローバルイノベーション研究院	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアチャレンジ教授（任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職を含む。）</li> <li>教授及び准教授</li> </ul>
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディスティングイッシュュトプロフェッサー</li> <li>テニユアトラック教員（テニユア付与後の職を含む。）</li> <li>教授（キャリアチャレンジ教授であった者が任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職に限る。）</li> </ul>
3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第9号から第12号までに定める組織及び施設	教員任期規程別表第9号から第12号までに定める職（任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。）
4	組織運営規則第6条第1項に定める施設	教授、准教授、講師、助教及び助手（前号に定める職を除く。）のうち、年俸制給与の適用について同人が希望し、かつ、学長が認めた者